

運転免許証の有効期限内に、自らの意思で運転免許証の自主返納（申請による取消し）を申請し、全ての免許を取り消した人又は運転免許が失効した人は、「運転経歴証明書」の交付を受けることができます。

■運転経歴証明書の交付を受けることができる人

- ・申請による運転免許取消し（免許証の返納）をした方で、取消しの日から５年以内の方
- ・免許が失効した方で、失効した日から５年以内の方

■運転経歴証明書の交付申請手続き旧運転免許経歴証明書から新様式への切替をする方は、「再交付」の手続きとなります。

区分	旭川運転免許試験場		住所地を管轄する警察署で手続きをされる方	
曜日 時間	○ 月曜日～金曜日（平日）		○ 月曜日～金曜日（平日）	
	即日交付	8：45～12：00 （大変混み合います）	後日交付	9：00～12：00
		13：00～15：00		13：00～16：30
	後日交付	15：00～16：30		
	○ 第1・第3日曜日			
	即日交付	13：00～15：00		
	後日交付	15：00～16：30		
	※ 土曜日、日曜日（運転免許試験場は第1・第3を除く）、祝日、振替休日及び年末年始（12月29日～翌年1月3日）は手続きできません。			
	※ 受付の締切りは、申請書類を提出された時間となりますので、申請書類の作成時間を考慮し、余裕を持って締切時間の30分前までにお越し下さい。			
	※ <u>混雑時などには、交付までに2時間程度かかる場合があります。</u>			
※ 運転免許試験場の第1・第3日曜日における取扱いは次のとおりです ・運転免許証の自主返納と同時申請のみ受付を行います。 ・北海道外又は他方面で自主返納をした方は手続きできません。 ・運転免許を失効した方は手続きできません。				
必要なもの	○ 運転免許の取消しと同時に手続きする方			
	運転免許取消申請書（申請窓口にて用意しております。）			
	運転経歴証明書交付申請書（申請窓口にて用意しております。）			
	運転免許証			
	申請用写真 1枚（縦3cm×横2.4cm、運転免許試験場で手続きする方は不要です。ただし、代理人による申請の場合は必要です。）申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景で鮮明なもの。			
	代理人による申請の場合 代理人による運転免許証の自主返納をする場合、上記の必要なもののほか、「委任状」、「確認書」及び「代理人の身分証明書」が必要となります。 「委任状」及び「確認書」は、運転免許試験場及び警察署にて用意していますので、事前にお問い合わせください。			
	○ 運転免許証の記載事項に変更がある場合			
	氏名の変更	本籍又は国籍等の記載のある住民票（コピー不可）		
住所の変更	新住所を確認できる書面 （住民票、健康保険証、公共料金領収書、新住所に届いた本人宛の郵便物などいずれか1種類。コピー不可。）			

必要なもの	○ 運転免許の取消しをした日の翌日又は運転免許が失効した日以降に手続きする方
	運転経歴証明交付申請書（申請窓口を用意しております。）
	住民票又は申請者の氏名、住所及び生年月日を確認できる身分証明書等 （マイナンバーカード（有効な住民基本台帳カードを含む。）健康保険証等）
	申請書用写真 1 枚 ※規格は上記に同じです。
	○ 代理人による申請の場合 運転経歴証明書の交付を申請する方が、病気又は負傷により、介助なしでは行動することができない場合については、代理人申請が可能です。この場合、申請者本人が作成した「委任状」及び「代理人の身分証明書」が必要となります。 「委任状」は、運転免許試験場及び警察署に用意しておりますので、事前にお問い合わせください。
手数料	運転免許証経歴証明書交付手数料 1, 150 円
その他	・ 運転経歴証明書の交付を受けた後に、再度運転免許を取得した場合には、運転経歴証明書を住所地を管轄する公安委員会に返納しなければなりません。 ・ 自動車安全運転センターが発行する「運転免許経歴証明書」とは異なります。 ・ 「運転経歴証明書交付済みシール」の交付申請が可能です。

■運転経歴証明書の再交付申請

運転経歴証明書を紛失・破損等した方、記載事項変更をした方、写真を変更したい方又は旧運転経歴証明書を持っている方で、新しい様式への切替を希望する方は、運転経歴証明書の再交付申請をすることができます。

○ 運転経歴証明書の再交付を受けることができる方

平成24年4月1日以降の運転経歴証明書の交付を受けた場合

- ・ 運転経歴証明書を紛失・破損等した方
- ・ 記載事項変更をした方
- ・ 写真を変更したい方

平成24年3月31日以前に旧運転免許経歴書の交付を受けた場合

次のいずれかに該当する方は、紛失・破損等による再交付、または現在持っている運転経歴証明書から新しい様式の運転経歴証明書への切替（再交付）をすることができます。

- ・ 運転免許の取消し申請を行った日から5年以内の方
- ・ 記載事項を判読することができる運転経歴証明書を持っている方

○ 運転経歴証明書の再交付申請手続きができる場所

住所地を管轄する公安委員会の次の場所で手続きできます。

- ・ 運転免許試験場
- ・ 住所地を管轄する警察署（旭川市、美瑛町、上川町、当麻町、鷹栖町、東神楽町、比布町、愛別町、東川町にお住まいの方は警察署での手続きはできません。）

○ 運転経歴証明書の再交付申請及び返納

(運転経歴証明書の紛失・破損等による再交付・旧様式からの切替をする方)

区分	旭川運転免許試験場		住所地を管轄する警察署で手続きをされる方	
曜日 時間	○ 月曜日～金曜日（平日）		○ 月曜日～金曜日（平日）	
	即日交付	8：45～12：00 （大変混み合います）	後日交付	9：00～12：00
		13：00～15：00		
	後日交付	15：00～16：30		
	※ 土曜日、日曜日、祝日、振替休日及び年末年始（12月29日～翌年1月3日）は 手続きできません。 ※ 受付の締切りは、申請書類を提出された時間となりますので、申請書類の作成時間を考 慮し、余裕を持って締切時間の30分前までにお越し下さい。 ※ <u>混雑時などには、交付までに2時間程度かかる場合があります。</u>			
必要 な もの	運転経歴証明交付申請書（申請窓口を用意しております。） 運転経歴証明書 ※ 紛失等により再交付をする方は不要です。手続きの際に、「てん末書」を 記載していただきます。 申請書用写真 1枚 ※規格は上記に同じです。 本人を確認できる書類（紛失等の場合） 健康保険証、マイナンバーカード（有効な住民基本台帳カードを含む。）、 パスポート、官公署が法令に基づき交付した免許証、許可証又は資格証明書、 学生証、会社の社員証などいずれか1種類			
	○ 記載事項に変更がある場合			
	氏名の変更	住民票（コピー不可）		
	住所の変更	新住所を確認できる書面 （住民票、健康保険証、公共料金領収書、新住所に届いた本人宛の郵 便物などいずれか1種類。コピー不可。）		
※ 記載事項変更時の確認書類（住民票等）は、確認後お返しします。				
手数料	運転免許証経歴証明書再交付手数料 1, 150円			
返納	運転経歴証明書の交付を受けた後に、紛失等した運転経歴証明書を発見した場合には、 当該運転経歴証明書（発見したもの）を住所地を管轄する公安委員会に返納しなければなりま せん。運転免許を再取得した場合も返納しなければなりません。			

○ 運転経歴証明書の記載事項変更申請

平成24年4月1日以降に交付された運転経歴証明書を持っている方は、運転経歴証明書の記載事項変更が生じた場合は、すみやかに変更の届出をしなければなりません。

・ 運転経歴証明書の記載事項変更ができる方

平成24年3月31日以前に交付された運転経歴証明書を持っている方は、運転経歴証明書の記載事項変更をすることができません。ただし、その運転経歴証書を新しい様式に切替え（再交付）と同時の住所変更はできます。

・ 運転経歴証明書の記載事項変更の手続きができる場所

運転免許試験場、各警察署及び住所地为管轄する交番（美瑛交番・上川交番・上富良野交番のみ）及び駐在所で手続きができますが、事前にお問い合わせください。

区分	旭川運転免許試験場	最寄りの警察署
曜日	月～金曜日（平日） 土曜日、日曜日、祝日、振替休日及び年末年始（12月29日～翌年1月3日）は業務を行っておりません。	
時間	8：45～16：30	9：00～16：30
必要なもの	○ 氏名の変更 運転経歴証明書記載事項変更届（届出窓口に用意しております。） 運転経歴証明書 ○ 住所の変更 運転経歴証明書記載事項変更届（届出窓口に用意しております。） 運転経歴証明書 新住所を確認できる書面 （住民票、健康保険証、公共料金領収書、新住所に届いた本人宛の郵便物など いずれか1種類。コピー不可。） ※手数料はかかりません。 ※記載事項変更時の確認書類（住民票等）は、確認後お返しします。 ※同居の親族による代理届出も可能です。それ以外の方は委任状が必要です。 委任状の様式については、お問い合わせください。	